

徴収職員証の様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市国民健康保険条例施行規則（昭和36年度西宮市規則第35号。）第22条に規定する徴収職員証の様式について必要な事項を定める。

(様式)

第2条 徴収職員証の様式は、別記様式に定めるところによる。

(雑則)

第3条 前2条に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表面）

85 ミリメートル	
国民健康保険料等徴収職員証 第 号	
所 属 氏 名	
上記の者は、国民健康保険法第79条の2 及び地方自治法第231条の3第3項の規定 により国民健康保険料その他徴収金の徴収、 質問、検査及び滞納処分を行う者であること を証明する。	50 ミリメートル
年 月 日	
西 宮 市 長	印

（裏面）

<p>1 この証は、国民健康保険料その他徴収金の徴収、質問、検査及び滞納処分を行う場合は、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 この証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 この証を紛失した場合には、速やかに市長にその旨を届けなければならない。</p>
--